因北小学校 生徒指導規程

尾道市立因北小学校

I 総則

- 1 目的
 - この規程は、児童が自主的で、充実した学校生活を送るために、必要な事項を定めるものである。
- 2 ねらい
 - ・集団生活の中で必要な『きまり』の大切さを理解し、守ろうとする態度を育てる。
 - ・学習や遊びの中で、児童と児童、児童と指導者の間で豊かな人間関係を育み、互いのよさを認め合 うことのできる集団を育てる。

Ⅱ 学校生活に関すること

1 服装

(1)服装は学校規定のものを着用する。

(1)服装は字枚規定のものを看用する。			
		男 子	女 子
制服	1年共通	紺の半ズボン	紺のプリーツスカート(ひも付き)
		白の無地のくつ下(ワンポイント不可,スニ	白の無地のくつ下(ワンポイント不可,スニ
		ーカーソックス・ルーズソックスは不可。足	ーカーソックス・ルーズソックスは不可。足
		裏のみグレー・黒は可。)	裏のみグレー・黒は可。)
		白い靴	白い靴
	夏6~9月	白のポロシャツ(半袖)	白のポロシャツ(半袖)
	冬10~5月	規定の上着	規定の上着
		白のポロシャツ(長袖)	白のポロシャツ(長袖)
	移行期間	①制服の上着は、冬の期間は必ず着用する。	5月と 10 月は移行期間とする。
		①寒い時は,規定の上着の下にベスト・セーター・トレーナー(ワンポイント不可)を着用	
	防寒具等	してもよい。色は紺・黒・グレー・白で無地のものとする。袖が出たり、上着から裾がの	
		ぞいたりしないものにする。ポロシャツの上にベストやセーターのみを着ての登校は、不	
		可とする。フード付きトレーナーは不可とする。	
		②寒い時は,手袋,マフラー・ネックウォーマーを登下校時のみ着用してもよい。校内では,	
		休憩時間等を含め着用不可とする。	
		312月~3月の寒い時期はジャンパーを着用してもよい。ただし色は黒か紺色など華美で	
		はないもの。	
		学校に着いたら脱ぎ、校内では着用しない。	
		④体調が悪い時は担任と連絡をとり、体調に応じた服装にする。その際、長ズボンを着用し	
		ても可とする。色は、紺・黒の綿パンツで無地のシンプルなデザインのものとする。ジー	
		ンズ・ジャージは不可とする。	
体操服等		①体育は、学校指定の体操服・ハーフパンツ・赤白帽子を着用して行う。	
		②水泳は、スクール水着・水泳帽子を着用して行う。	
		プールまで運動靴で行き,プールサイドでサンダルに履き替える。(サンダル・クロック	
		スは華美な物を除く)。	
		③体操服は、本校指定のものとする。冬季は、指定の長袖体操シャツを着用する。	
		※体操服の下に下着を着て体育をする場合は、換えの下着を持ってくる。	
帽子		本校指定の黄帽子を着用するものとする。	
下着等		①下着は白を基調としたもので、襟元や袖からはみ出さないものとする。また、ポロシャツ	
		から下着の色や柄が透けて見えないものとする。	
		②スカートの下にはくアンダーパンツは、紺・黒とする。(ハーフパンツ不可)	
		厳寒期は白や黒,ベージュなどの華美ではないタイツの使用可。靴下ははくこと。ただし,	
		体育実技時などは必要に応じて脱ぐこと。	
名札		必ず所定の学年の色の名札を着用する。名札にシール等を貼らない。	
かばん		ランドセルで通学する。	
補足事項		規定の服装が用意出来ない時は、保護者から担任に届け出る。	

2 頭髪

- (1) 学習や運動の妨げにならないようにする。
 - ・前髪が長いときには、ピンやゴムでくくる。(前髪は眉毛にかからないようにする。)
 - 後ろ髪は制服の肩の位置より長くならないこと。それ以上伸びた場合は、ゴムで括る。
 - ・ 整髪料は使わない。
 - ・変形(剃り込み・モヒカン・奇抜なツーブロック等), 染色・脱色, パーマ・細かい編み込み等, 小学生にふさわしくない髪型は禁止。
 - ・装飾品はつけない。(髪飾りや目立つ色のゴムや髪留めもつけない。ゴムの色は黒・紺・茶色の み。)ピアス、指輪、ネックレス、ミサンガ、パワーバランスも禁止。

3 持ち物

- (1) 学校には学習に必要な物以外持ってこない。
 - 遊び道具は持ってこない。
 - 必要でないお金は持ってこない。集金のお金は、直接担任に手渡す。
 - ・必要でない学習用具は持ってこない。(シャーペン・ロケット鉛筆・かざりつきの鉛筆等。)
 - ・携帯電話・電子辞書等は持ってこない。

(2) 学習用具

- 教科書・ノート・連絡ノート・筆箱 ・鉛筆・赤鉛筆または赤ボールペン・名前ペン
- ・消しゴム・下敷き ・ものさし・道具箱 ・のり・はさみ ・色鉛筆 (華美な筆箱・飾りのついた筆箱は不可。色ペン・蛍光ペンを持ってくる場合は3本まで。) その他、各学年の学習内容に応じて必要なものは、必要な時期のみ使用する。
- 持ち物にはすべてに名前をはっきりと書く。
- (3) 寒い時期は、いす用のざぶとんを持ってきてもよい。(ひざかけなどは不可。)
- (4) 湯茶等を持参する時には、水筒、ペットボトル等にお茶を入れてくる。ただし、ペットボトルを使用する時は、ペットボトルケース等で中身が見えないようにしておく。
- (5) ロッカー及び机の中はきれいに整頓すること。

4 諸届け

- (1) 保護者を通じて届け出るもの
 - ①欠席・遅刻をする時は、連絡帳あるいは電話、コドモンアプリで学校に連絡する。 (8時10分までに連絡する。)
- (2) 本人が担任に届け出るもの
 - ①物を壊した場合。
 - ②物をなくした場合。拾った場合。
 - ③登校後,何らかの理由で早退または,校外に出る必要が生じた場合。 (登校後は,校外に出ないこと。)

5 校内での過ごし方について

- (1) 学校でのきまりを守って、気持ちよく安全に生活できるようにする。
 - ①出会った人に元気よくあいさつをする。
 - ②時間を守って行動する。
 - •児童は、7:30以降に登校する(校門を入る)。8:20までに支度を済ませ、着席しておく。全校朝会や児童朝会等では、整列しておく。8:20までに教室、体育館等に入っていない場合は遅刻とする。
 - ※全校朝会や児童朝会等の場合も、各自の荷物を教室の机、ロッカー等に置いてくること。
 - 下校時刻は週時程の時間の通りにする。(止むを得ず遅くなる場合は担任の先生に許可をもらい、家庭に連絡してもらう。学力補充の日(金曜日)には、担任が家庭連携をした児童に限り、職員が教室にいる場合、16:30までは学校に残って学習することができる。)
 - 次の時間の準備をしてから休憩をする。
 - ③相手を大切にした言葉遣いをする。
 - 4ろう下や階段を静かに歩く。
 - 1階のろうかの外の鉄板のところやベランダ側を通路にしない。
 - ⑤授業や朝会などで体育館や特別教室へ移動する場合は、学級で並んで静かに移動する。

- ⑥ベランダには勝手に出ない。2階・3階からものを落とさない。
- ⑦特別教室に、用事がない時は入らない。
- ⑧非常ドア・消火栓・エレベーターのスイッチ等にはさわらない。
- ⑨学校内の通行場所を守る。(駐車場に入らない。登下校は正門を通る。東門・西門は車専用。)
- ⑩忘れ物をしても取りに帰らない。

(原則として児童は私用電話を使用しない。止むを得ない場合(緊急の場合)は、担任に電話を してもらうか、担任の許可を得て電話をさせてもらう。)

- ⑪晴れた日の休憩時間は外に出て遊ぶ。ただし、体育倉庫保管のボールや遊具等は遊びに使わない。
- ②次の場所では遊ばない。

中庭 渡りろう下 ベランダ 階段・ろう下 特別教室 体育館

体育館玄関・通路 体育館の裏 屋上 正面玄関

- ※雨の日に体育館を使用できる学年は、所定の位置に掲示する。ただし、学年の先生が一人ついて使用すること。
- 13校内の美化につとめる。
 - 上ぐつ・下ぐつはいつもそろえて靴箱に入れる。(かかとを手前にして)
 - トイレのはきものは、次の人がはきやすいようにいつもそろえる。
 - ・放課後、教室内を整頓し下校する。(自分の机、ロッカーの整頓もきちんとする。)
 - カーテンはひもでとめて帰る。
- (14) その他
 - 便所は原則次の場所を使用する。

東便所:1・3年生 西便所:2・4・5・6年生

職員便所は, 児童は使用しない。

(2) 授業では、気持ちよく過ごし学力をつけ伸ばすために、次のことに気をつける。

【授業前】

- ①登校したらランドセルから荷物を出して机の中に入れる。ランドセルはロッカーに入れる。
- ②前の時間の道具を片付け、机の上を整理整頓する。
- ③次の時間の道具を机の上にそろえておく。
- ④移動教室の時は、休憩中にならんで移動する。移動教室の際、机の上を整理して移動する。
- ⑤前の授業の板書を消しておく。
- ⑥チャイムが鳴った時には、席についている状態。
- ※もしもチャイムが守れないことがあったときは、教室に入ったら先生のところに行って理由を 説明して指示を聞く。

【授業開始時】

係は起立して号令をかける。きちんとできなかったときは、やり直す。

- 日直 「これから〇〇の勉強を始めます。」
- ・全員 (姿勢を正して) はい!
- ・日直 姿勢(少し待つ) 礼
- ・日直・先生 「おねがいします。」
- ・日直・先生以外「おねがいします。」

【授業中】

- ①めあてをもって、積極的に活動する。
- ②姿勢を正す。背筋を伸ばし、足を揃えて床につける。

聞く時の手の位置は膝。発表時は右手をまっすぐ挙手する。鉛筆の持ち方を守る。

③机上のきまりを守る。

必要な筆記用具・教科書・ノートの位置。(必要な筆記用具のみ,筆箱は出さない。) ※学習に使うブロック等,使うものの位置についても同じ。

- ④「声のものさし」を意識して声を出す。(二人・グループ・発表・体育館等)
- ⑤ノートやプリントは丁寧に書く。落書きはしない。
- ⑥タブレット端末の使用のルールを守る。
- ⑦聞く時,話す時のルールを守る。(発表者はみんなが聞く態度になるまで発表するのを待つ。聞く側は,発言に対して反応する。)
- ⑧指名されたときは「はい」と返事をして起立してから発表する。

- ⑨集中して課題に取り組む。
- ⑩私語、立ち歩きなど人の迷惑になるようなことはしない。
- ※トイレや体調不良などにより教室を出たいときは、その旨を先生に告げてから教室を出る。
- ※チャイムに間に合わないことがあったときは、先生のところに行き理由を説明して指示を聞く。 「授業終了時」

係は起立して号令をかける。きちんとできなかったときは、やり直す。

- 日直 「これで〇〇の勉強を終わります。」
- ・全員 (姿勢を正して) はい!・日直 姿勢(少し待つ) 礼
- ・日直・先生 「ありがとうございました」
- ・日直・先生以外 「ありがとうございました」
- (3)食への関心を高め自分の健康を考えながら、楽しく食事ができるように次のことに気をつける。
 - ①当番は、マスクと給食着をつけ、衛生に気をつけて準備をする。
 - ②体調の悪い時は、当番をしない。
 - ③当番以外の児童は、静かに読書等をして待つ。
 - 4)給食は、包装がしてあるものでも、持ち帰らない。
 - ⑤携わってくださった方々の気持ちを考え、食を大事にする気持ちをもって、完食を心がける。
- (4) 職員室・事務室・校長室について

1号館1階廊下は、特に静かに行動し、用事のない児童は入室禁止とする。(先生方が仕事をしている場所で、来客もあり会議もあります。)

【入室の仕方】

- ①入室の時は、ノックをして大きな声で「失礼します」と、きちんとあいさつをする。
- ②「〇年〇組の〇〇です。」
- ③「〇〇先生に用事があってきました。」「〇〇をしにきました。」など話し、入室の許可を得る。
- ④職員室を出るときは、「失礼しました。」ときちんとあいさつをして出る。
 - ※成績処理期間(職員室入り口に掲示が出ているとき)は、職員室には入室できない。入口で 用件を言う。

Ⅲ 校外での生活に関すること

- 1 登下校について
 - (1)安全に登下校するために次の事を守る。
 - ①登下校は必ず通学路を通り、徒歩または指定された路線バスで通学する。
 - ②理由がないのに車で学校へ送ってもらわない。
 - ③交通安全に気をつける。
 - 道路の歩き方マナーを守る。
 - (1) 広がらず右側を歩く。
 - (2) 歩道があるところは、歩道を歩く。
 - (3) 道路へ急に飛び出さない。
 - (4) 道路を横切るときは、横断歩道を、左右をよく見て渡る。
 - ④出会った人にあいさつをする。
 - ⑤できるだけ一人で登下校しない

2 校外生活について

- (1) 安全な生活を送るために、遊びについては、次のことを守る。
 - ①遊びに行くときは、家の人に行き先を話して出かける。家の人がいないときは、メモをして出かける。
 - ②夏季(4月から9月)は17:30,冬季(10月から3月)は17:00までには、家にいるようにする。
 - ③危険な遊びはしない。(火遊び,爆竹,エアガンは禁止。)

高いところには登って遊ばない。花火は大人の人と一緒にする。

- ④ 自転車は交通ルールを守って乗る。道路で遊ばない。
 - ・自転車点検を行って(ブレーキ、タイヤ、ハンドル、車高、ベル等)、自転車に乗る。
 - ・急な坂を下りる時は、自転車から降りて自転車を押して歩く。
 - ・二人乗り、手放し、食べ乗りはしない。
 - 七曲がり~大浜、青影トンネル~西浦、外浦~鏡浦は児童だけでの自転車通行禁止。
 - 道路で、ボール投げ等をして遊ばない。スケートボード(ブレイブボード、ジェイボード、エスボード等)等は、安全な場所で遊ぶ。
- ⑤自転車で運動場に乗り入れない。(自転車は,自転車置き場や運動場の隅に置く。)
- ⑥児童だけで校区外へ遊びに行かない。
- ⑦学校には、ジュース・お菓子・ゲーム等を持っていかない。(放課後や休日にも。)
- ⑧一度学校から帰ったら、勝手に校舎に入らない。(休日も入らない。)必要のあるときは職員室で許可をもらう。
- ⑨身の危険を感じたら、子ども 110 番の家に助けを求める。
- ⑩知らない人に住所や電話番号を聞かれても教えない。(自分のも友だちのも) 自分の命を守るために「いかのおすし」を忘れずに行動する。
 - (1) 知らない人についていかない。
 - (2) 知らない人の車にのらない。
 - (3) おおきな声で叫ぶ。
 - (4) すぐ逃げる。
 - (5) 何かあったらすぐに知らせる。
- ※不審者や変質者に出会ったり被害を受けたりした場合、家に帰ったら保護者に状況を伝えて警察や学校に連絡を取ってもらう。
- ⑪おごりあい・食べ歩き・カード交換・ゲームの貸し借り等をしない。
- 12お金の貸し借りや無駄遣いをしない。
- ③ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・スーパーなどの商業施設へ、児童だけで行かない。
- ④人に迷惑をかける、あるいは、道徳上よくないと思われるような遊びや法律に触れるような行為(万引き、喫煙、飲酒など)はしない。

Ⅳ 特別な指導に関すること

1 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童で、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③器物破損
 - ④窃盗・万引き
 - ⑤性に関するもの
 - ⑥薬物乱用
 - ⑦交诵違反
 - 8 刃物等所持
 - 9いじめ
 - ⑩その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ①喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ②カンニング等の不正行為
- ③家出及び深夜徘徊
- ④登校後の無断外出・無断早退
- ⑤指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥金銭, ゲーム機類等の貸し借り
- ⑦携帯電話,通信機器に関わる問題

- 8カッターナイフ等の持参
- ⑨その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ※規程に違反した服装や持ち物、行動について指導を受けても改善されない時は、学年主任を通じて 生徒指導主事、教頭、校長に報告すると共に、保護者に連絡し、生徒指導部より再度指導を行う。
- ※問題行動・いじめ・不登校(傾向)への対応に当たっては、それぞれの対応マニュアルに沿って、 連携を密にし、学校体制で臨む。その際、関係機関と連携して指導を行うことがある。
- ※故意・または破損を予測できた場合の器物破損は、基本的に保護者が弁済するものとする。
- 3 電子メディア・SNS 等について
 - (1) インターネット等の利用については「いつでも、どこでも、誰でも」必要な情報を知ることや、 発信できる利便性と、危険性があることを踏まえ、情報モラル、ルール、マナー等を十分に理 解し、被害防止、犯罪防止に努める。
 - (2) 家でインターネット等(パソコン・スマートフォンなど)を利用する場合については、「家庭のルール」を設け、安定した生活習慣を心がける。

4 反省指導について

- (1)特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。
 - ①説諭と反省文の作成
 - ②反省指導(個室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等)
- (2) 反省指導は、登校させて別室で行う。 反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。
- (3) 期間は、原則1日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

【指導内容】

- ・朝の会時に「今日の目標」を立て、帰りの会時に「反省」を行う。
- 学習内容は、プリント学習、ドリル学習を中心に行う。

本事項に規定していないものについては、必要に応じて協議する。

付 則

この生徒指導規程は、平成26年 4月 1日 から施行する。

平成26年 8月 1日 改訂 平成27年 3月30日 改訂 平成27年 8月 6日 改訂 平成28年 4月 1日 改訂 平成29年 4月 3日 改訂 平成30年 4月 2日 改訂 平成31年 4月 1日 改訂 令和 3年 4月 1日 改訂

令和 4年 4月 1日 改訂